

今月のお知らせ

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、新しい被保険者証(橙色)を7月上旬に送付します。新しい被保険者証は、届いた日から令和2年7月31日まで使えます。現在の水色のものは令和元年8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。

なお、不在時は郵便局に留め置かれ、その旨のお知らせが投函されます。7月中旬に届かなかった場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問合せください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問合せください。

問 区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎6682-9956

市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(水)です。

問 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
あべの市税事務所 固定資産税グループ
☎4396-2957(土地)、2958(家屋)
※問合せ可能日時 平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

固定資産税(償却資産)について
船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941
※問合せ可能日時 平日9:00~17:30

個人市・府民税に関する申告の調査を実施しています

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書が提出されている方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしています。申告が必要な場合は、指定の期日までにご提出ください。

また、申告内容、収入・資産状況および事務所等の開設状況などについて、市税事務所から電話や文書または訪問(徴税吏員証を携帯)による調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

問 あべの市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎4396-2953
※問合せ可能日時 平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

善意銀行払出の募集

住民の皆さんからのあたたかい善意をボランティア活動や地域福祉活動に役立ててみませんか。

対 区内において、各地区社会福祉協議会と協働実施し、地域福祉の推進を図ることを目的とした、令和元年度内に完了予定の事業や活動

内 助成金額:1事業 上限100,000円
受付期間:7月31日(水)まで
区社会福祉協議会で申請書を配付します。善意銀行運営委員会で審査し、決定します。事業終了後、2週間以内に報告が必要です。

問 区社会福祉協議会 御崎4-6-10
☎6686-2234

『介護保険料決定通知書』及び『介護保険負担割合証』を送付します

●介護保険料決定通知書について

当年度の市町村民税等が決まりましたので、65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

●介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和元年8月から令和2年7月までの期間の介護サービス等を利用したときの自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問 区保健福祉課(介護保険) ☎6682-9859

※問合せ可能日時 (月~木)9:00~17:30、(金)9:00~19:00 ※土、日、祝日を除く

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問合せください。

平成30年度からの都道府県単位化に伴い、高齢受給者証の名称を「大阪府国民健康保険高齢受給者証」に変更しています。

問 区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎6682-9956

人権擁護委員による 特設人権相談所を開設します

無料 秘密厳守

悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

日 7月19日(金) 13:30~16:00

場 区役所 4階 4-1会議室

問 大阪第一人権擁護委員協議会

☎6942-1489 ☎6943-7406

☎協働まちづくり課 窓口④番

☎6682-9832 ☎6686-2040

LINE Pay 請求書支払いの支払い上限額が30万円まで引き上げられました

「LINE Pay 請求書支払い(スマホのおサイフサービス)」による市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお支払いについて、お支払い可能な上限額が、納付書1枚当たり5万円未満から30万円まで引き上げられました。

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪 市税 LINE Pay 検索

問 財政局税務部収税課収納管理グループ

☎6208-7786 ☎6202-6953

※問合せ可能日時 平日9:00~17:30

海上保安学校学生採用試験を実施します

受験資格:平成31年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び令和2年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。または同等の資格があると認める者。

受付期間:7月16日(火)~7月25日(木)

問 大阪海上保安監部管理課 港区築港4-10-3
☎6571-0221

食中毒を防ぎましょう

暑くなると、食中毒が起こりやすく、また、食品も腐りやすくなります。ご家庭では、次のポイントにご注意ください。



- 食品の鮮度や期限表示を確認して買う
- 生ものを買ったら早く帰る
- 調理まで時間が空くときは、生ものを冷蔵庫に入れる
- 冷蔵庫はつめこみ過ぎず、低温に保たれているか確認する
- 手指や調理器具を洗浄、消毒する。生ものを調理した後は、念入りに
- 加熱調理は中心部までしっかり行う
- 調理後はなるべく早く食べる
- 残った食品を保存するときは、すぐに冷蔵庫・冷凍庫へ
- 熱いものはあら熱を取ってから冷蔵庫に入れる

問 区保健福祉課 窓口⑩番 ☎6682-9973

熱中症を予防しましょう!

熱中症は、暑い場所で体の水分と塩分のバランスが崩れたり、体の調整機能が正常に働かなくなることによって発症します。屋外だけでなく、室内や夜間でも幅広い年代層で発生しています。重症化すると死に至る可能性もありますが正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。



熱中症を予防するにはどうしたらいいの?

- ①こまめに水分を補給しよう
 - ②涼しい服装を心がけよう
 - ③エアコンを上手に利用しよう
 - ④日陰を利用・日傘・帽子で対策しよう
 - ⑤バランスの良い食事を摂ろう
- ☆晴れた日は、地面に近いほど気温が高くなるため、車いすの方、幼児、ペットは大人以上に暑い環境にいます
特に、幼児は体温調節機能が十分発達していないため注意が必要です
- ☆高齢者の方の注意点
・のどがかわかなくても水分補給をしましょう
・部屋の温湿度をこまめに測りましょう

問 区保健福祉課(地域保健活動) 窓口⑪番
☎6682-9968